

自転車通学について

- ア 希望者は、「自転車点検合格確認証」、「通学許可願」を添えて担任の先生を通して交通係へ申し込むこと。
- イ 車体の整備完了者のみを許可する。
- ウ 次のような自転車は通学用として認めない。
- (ア) 両輪に泥よけが付いていないもの(マウンテンバイク・ロードバイクなど)
 - (イ) 後輪の車輪にスタンドが付いていないもの
 - (ウ) ドロップハンドルやハンドルの幅が広いもの(60センチメートル以上のもの)
 - (エ) 車輪が極端に小さいもの
- エ 許可された者は、ステッカー(2枚)を後輪の泥よけに貼ること。
- オ 自転車は、所定の場所に駐輪し、必ず二重ロックをすること。
- カ 許可された者は、許可を受けた自転車で通学すること。もし、故障等によりやむを得ず別の自転車で登校したときは、その日の午前中に担任に届けること。
- キ その他
- (ア) 定期的に整備点検を行い、整備不良車には絶対に乗らないこと。
 - (イ) 交通法規をよく守り、交通安全に努めること。特に、二人乗り、並進、傘さし運転、イヤホン使用を禁止する。
 - (ウ) 雨天時は、必ず雨合羽を着用すること(雨具は本校売店でも販売しています)。
 - (エ) ライトは自動点灯ライトとする。
 - (オ) 自転車かごは前かごを使用すること。
 - (カ) 熊本県では自転車損害賠償保険等への加入が義務になっています。本校では、「全国高P連賠償責任制度」、「熊本県PTA共済」に加入しています。

